

原子力発電・エネルギー政策に関する意見書

3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方太平洋岸を中心に未曾有の被害をもたらした。被災した福島第一原子力発電所では、炉心のコントロールが失われ大量の放射性物質が環境中に放出されるなど、原子力の「安全神話」は完全に崩壊したところである。

この事故によって福島第一原発から半径20キロ圏内の「警戒区域」や20キロ以遠の「計画的避難区域」の住民は住み慣れた家を追われ、故郷に帰れる見通しもなく避難生活を余儀なくされている。

今回の事故を教訓に、また住民への危険や不安を解消するためにも、国のエネルギー政策を抜本的に見直すとともに、現在稼働中の原子力発電所の安全強化を図ることを強く求めるものである。また、国においては、事故の危険を繰り返さないために必要な措置を講ずるよう次の事項の実現について強く要望する。

記

- 1 エネルギー政策を抜本的に見直し、再生可能エネルギー等の促進のため一層の条件整備を進めること。
- 2 現在稼働中の原子力発電所の安全を確保するため、安全指針・基準等の抜本の見直しを行い、万全の対策を講ずるとともに、今後、原子力発電推進行動計画を見直すこと。
- 3 EPZ(防災対策を重点的に拡充すべき地域の範囲)は、今回の事故で影響が及んだ範囲、地形及び気象などの地域特性を踏まえて大幅に拡大すること。
- 4 放射能汚染の状況や、廃棄物の処理、原発の安全性等について、十分な情報公開を行い、住民や自治体の理解を得るよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	野 田 佳 彦 様
経 済 産 業 大 臣	枝 野 幸 男 様
国家戦略・経済財政担当大臣	古 川 元 久 様